

## 阪神支部研修会 戸籍・国籍・涉外戸籍に在留資格

6月20日、尼崎商工会議所の研修室をお借りして、戸籍・国籍・涉外戸籍に在留資格の研修が行われました。

この分野は諸方(国籍は国籍法、戸籍は戸籍法、涉外戸籍は法の適用に関する通則法、在留資格は入国審査および難民認定法など)が複雑に絡み合い、それにさらに民法が顔をのぞかすこともある非常に難しい分野です。本来なら一つ一つのテーマでさえ、その重みは一回の研修テーマに十分ではありませんが、実務の現場では複雑に絡みあうものです、そこで今回はその関係性を重視するという意味でも一気にやってしまうという、大変ハードな研修でした。



今回の研修では阪神支部の上田支部長の挨拶の後、兵庫県行政書士会の企画部との合同主催ということもあり、企画部関次長の挨拶があり、いよいよ本題へと入っていきました。

最初に佐々木伸子会員を講師に御願ひし、戸籍法の研修が始まりました。戸籍法の昨今の改正についてと最新の判例が大きなテーマでした。戸籍という極めて高度な個人情報業務を取り扱うものとして今回の法改正をどうとらえるか、コンプライアンス(法令遵守)を唱える我々自身がいかにか考えるべきか、法改正と掬め手の身の引き締まる講義でした。最新の判例についてもレベルの高いものでした。



佐々木伸子会員



藤本妙子会員

二限目は藤本妙子会員に涉外戸籍の講義でした。民族や国籍が多様化して成立する、現代社会において、国際結婚なども珍しく無くなってきたこの社会で、共に暮らしていくために法律はどうなっているのか、だからどうしなければいけないのか、そして、我々行政書士は依頼や相談にどう応じるべきなのかを、基礎的なことを中心に具体例を示しての講義でした。

三時限目は高田正会員の在留資格についてのものでした、この分野は大変に重量があり、基礎的な事例を話すだけでも、何時間もの時間を要するのですが、高田講師に用意された時間は大変短い時間でした。しかし、駆け足ながらもポイントを的確に押さえられたもので、大変勉強になるものでした。



高田正会員

最後に兵庫県行政書士会の相続・権利義務・法人設立専門部会隅委員長よりの挨拶でこの日の研修は終了しました。

市民の皆様のお役に立てるよう、日々研鑽に阪神支部取り組んでおります、何かの節に必ずやお役に立てるとおもいますので、お声をかけていただけますようよろしく御願ひいたします。